

再認定申請手続きのご案内（自立支援医療費（精神通院））

■ 申請に必要な書類

御用意できたものに□を入れてください

- 自立支援医療費（精神通院医療）支給認定申請書**
 - ・申請書は、障がい者支援課の窓口でお渡ししています
 - ・再認定の手続きは毎年行う必要があります
- 自立支援医療（精神通院）用意見書（診断書）**
 - ・指定医療機関の主治医が記入してから3か月以内のもの
 - ・意見書は2年に1回必要です
- 健康保険の資格情報が確認できる書類もしくは受診者本人のマイナ保険証（生活保護受給者を除く）**
 - ・成年後見人を除く代理人が申請する場合、マイナ保険証はご利用いただけません
 - ・マイナポータルのログインには、利用者証明用電子証明書のパスワード（数字4桁）が必要です
 - ・マイナ保険証をお持ちでない場合や健康保険資格情報を確認できる書類を持参される場合は以下①～③のいずれかで、資格取得日が記載されているもの
 - ・カード表面に健康保険資格情報が記載されている従前の健康保険証はお使いいただけません
 - ① 加入する医療保険の保険者から交付された「資格確認書」の写し
 - ② 加入する医療保険の保険者から交付された「資格情報のお知らせ」（A4サイズ）の写し
 - ③ マイナポータルから資格情報の画面を印刷したもの（「資格取得日」と「被保険者氏名」を含む資格情報画面のスクリーンショットの写し、もしくは、「端末に保存」をクリックして保存したPDFファイルの写し）
- 個人番号（マイナンバー）が確認できるもの**
 - ・マイナンバーカード、個人番号通知カード、個人番号が記載された住民票等
 - ・受診者が18歳未満の場合は、本人と保護者のものが必要です
- 同意書（春日部市で課税状況が確認できる場合のみ）（生活保護受給者を除く）**
 - ・市町村民税が未申告の方は事前に申告が必要です
- 世帯（同一の健康保険等に加入している者全員）の所得状況を証明する書類等**
 - ・春日部市で市町村民税が課税されている場合は、同意書の提出により省略することができます
 - ・課税期間の翌1月1日に春日部市に住民登録がない場合は、保険が同一である世帯員全員の、課税（非課税）証明書、所得証明書、税額決定通知書等
- 住民税非課税世帯については、障害年金等の年金※1や特別障害者手当等の手当※2の分かる書類**
 - ※1 障害年金・遺族年金等の年金振込通知書や、課税年度の振込が記帳された通帳等
 - ※2 特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当、経過的福祉手当の振込額が記帳された通帳等
- 自立支援医療（精神通院）受給者証（原本）**

（お持ちの方のみご持参いただく書類）

- 精神障害者保健福祉手帳**
- 生活保護受給者証**

■ 本人および代理人の本人確認書類について

- 本人による申請の場合** 以下の ① 又は ②が必要です
 - ① **顔写真付き本人確認書類 1点** 例：マイナ保険証、写真付きの障害者手帳、運転免許証など
 - ② **官公署から発行された書類（顔写真なし）1点** 例：資格確認書、各種年金証書、自立支援医療受給者証など
氏名が分かる書類1点 例：社員証、銀行の預金通帳やキャッシュカードなど 計2点
- 代理人による申請の場合** 以下の ③ 及び ④が必要です
 - ③ **自立支援医療受給者本人のもので、以下いずれかが必要**
 - ・官公署が発行する本人確認書類 例：マイナンバーカード
 - ・戸籍謄本その他その資格を明する書類（成年後見人等の法定代理人の場合）
 - ・任意の書式の委任状（任意代理人）
 - ④ **代理人の本人確認書類（「□本人による申請の場合」に記載されている、① 又は ② と同様のもの）**

【申請窓口】

春日部市役所 障がい者支援課：春日部市中央七丁目 2-1 / 048-736-1131

庄和総合支所 福祉・健康保険担当：春日部市金崎 839-1 / 048-746-9702